

香川県立保健医療大学同窓会会則

設立 平成16年4月1日

(名称)

第1条 本会は、香川県立保健医療大学同窓会「翠丘会」(以下、「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を密にし、学術の向上を図り、併せて母校の発展に尽くすことを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、通常会員、準会員、特別会員及び名誉会員とする。

- (1) 香川県立高等看護学校、香川県看護専門学校、香川県衛生検査技師養成所、香川県臨床検査専門学校、香川県立医療短期大学、香川県立保健医療大学(以下「同窓」という。)の出身者及び香川県立保健医療大学生、香川県立保健医療大学専攻科生、香川県立保健医療大学大学院生を通常会員とする。
- (2) 香川県立保健医療大学(以下「本学」という。)で研究に従事し、または従事した他学出身者は準会員として本会に加入することができる。
- (3) 本学の教授、准教授、講師、助教、助手(以下「教員」という。)及び本学の旧教員を特別会員とする。ただし、「同窓」の出身者は除く。
- (4) 本学のために尽し、その功績顕著な者及び本学の教授であった者を、役員会の議を経て名誉会員とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	会務を総理し、本会を代表する。
副会長	3名	会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
幹 事	若干名	会長を補佐し、会務を処理する。
監 事	2名	会務を監査する。

(役員を選出及び任期)

第5条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は評議員の互選による。
- (2) 副会長、幹事及び監事は、評議員の互選により、会長が委嘱する。
- 2 互選された役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期終了後においても後任者が決定されるまでの間、その会務を行う。

(名誉会長)

第6条 多年本会のために尽しその功労顕著な者を役員会に附議して、名誉会長に推戴することが

ある。

(評議員)

第7条 評議員は、次の各号に掲げる者について選出する。

- (1) 支部代表者（支部長）各1名
- (2) 香川県在住会員若干名
- (3) 本学の学生会員若干名
- (4) 本学の教員若干名

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議の議長は会長とする。

(総会)

第9条 総会は、第3条の会員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 会則の改廃に関する事項
- (2) その他役員会において必要と認めた事項

3 前項の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

4 総会には次の事項を報告する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) その他本会の運営に関する事項

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 会則の改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(議事)

第11条 役員会は、構成員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、出席できない時は委任状をもって替えることができる。

(事業)

第12条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、連絡調整に関する事業
- (2) 学術向上に関する事業

- (3) 本学の行事への援助に関する事業
- (4) 会報及び会員名簿の発刊に関する事業
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(会計)

第13条 本会の会計は、入会金、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

- 2 入会金及び会費については別に定めるが、その変更については役員会の議を経て総会において決定する。
- 3 会員にして満77歳に達したときは、本人の申し出により会費を免除することができる。
- 4 名誉会長、名誉会員及び特別会員は、会費を免除する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(構成)

第15条 本会は、本部を香川県立保健医療大学内に置く。

- 2 本部には事務局を置く。

第16条 本会は、必要な地に支部を置き、支部には代表者（支部長）を置く。

第17条 会員は、住所、職業等に異動を生じたときは、その都度本部に通知するものとする。

附則

会則第13条により次のとおり会費規定を定める。

- (1) 通常会員及び準会員は、年額2,000円とする。但し、一時に20,000円の会費を納めた者は、以後の会費を免除する。
- (2) 香川県立保健医療大学生、香川県立保健医療大学大学院生は、入会金4,000円と終身会費20,000円の計24,000円を納めるものとする。ただし、入会金は、大学院博士前期課程生2,000円、大学院博士後期課程生3,000円とする。また、大学院生において「同窓」の出身者は除く。
- (3) 香川県立保健医療大学生が本学を退学した場合には、本人の申し出により終身会費20,000円を返却するものとする。
- (4) 香川県立高等看護学校、香川県看護専門学校、香川県衛生検査技師養成所、香川県臨床検査専門学校を卒業したものは継続会員とし会費を免除する。

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

この会則は、令和 5 年 10 月 6 日から施行する。